

事務センターだより

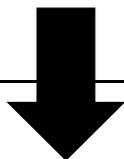
January 2016
毎月15日発行
亀山市学校事務センター

知っているようで意外と知らない!?



「扶養」の3種類とは・・・

教えて!	① 税金	② 扶養手当	③ 共済組合
何のため?	所得控除を受けるため	扶養手当を受給するため	健康保険のため
手続きは?	年末調整や確定申告	事実発生日より15日以内に申請	事実発生日より30日以内に申請
所得、収入の制限額は? (所得と収入は違うので要注意!)	合計所得が38万円以下 (給与収入や公的年金収入の場合は、収入から一定額を控除した金額が所得になる)→給与収入だけの場合は収入は103万円以下 遺族年金等の非課税所得は含まない	すべての収入が年額130万円未満 遺族年金や雇用保険、育児休業手当金、個人年金なども含む	すべての収入が年額130万円未満 公的年金受給者は、年額180万円未満
いつからいつまでの収入が対象?	1/1～12/31までの1年間	事実発生日から向こう1年間	事実発生日から向こう1年間
パート、アルバイト収入の注意点は?	月ごとの収入のバラつきは関係なく、1年間の収入	毎2、3ヶ月の平均月額が108,333円以下であること。 超えた翌月から停止になる。 ※毎年7月の事後確認時に、1月～6月分の雇用主が発行する給与支払書を提出することになっていきますのでお忘れなく。	雇用時点で年額130万円以上が見込まれるときは不可。 3ヶ月連続で108,334円以上となった場合にその翌月(4ヶ月目の初日)から被扶養者の資格を失うことになる。



とりわけ、扶養されている方の毎月の収入額の確認が大切です。取消しの申告が遅れると扶養手当だけでなく、共済組合が医療機関に支払っていた医療費について全額返納することになります。
こんなことに!?! → → → → →
ならないように、気をつけたいですね (>_<)



特殊勤務実績簿

1月分 1月29日(金)締切

提出後、すぐにシステムへ入力します。2月の給与で支給されます。
提出期日を守ってください。